

令和4年3月24日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項 (5件)

- (1) 草津市立幼稚園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の制定について
- (2) 草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部改正について
- (3) 草津市文化芸術機能等施設整備基本計画の見直し(案)に関するパブリックコメントの実施結果について
- (4) 草津市学校教育情報化推進計画第2期計画の策定について
- (5) 寄付の受け入れ報告について

草津市立幼稚園における防犯カメラの設置および運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、草津市立幼稚園条例（昭和30年草津市条例第22号）に基づき設置した草津市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の敷地内における犯罪および事故の未然防止、発生時の迅速な対応等、園児およびその保護者の安全ならびに安心の確保に寄与するために、滋賀県の防犯カメラの運用に関する指針に基づき、幼稚園に設置する防犯カメラの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 防犯カメラとは、幼稚園の安全な管理運営および犯罪の予防を目的として設置されるカメラで、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(設置場所等)

第3条 この要綱を適用する防犯カメラの設置場所および機器等の主なものは、別表のとおりとする。

(管理責任者)

第4条 防犯カメラの管理および操作について、設置場所ごとに管理責任者を置き、設置場所の園長をもって充てる。

(管理責任者の責務)

第5条 管理責任者は、画像の漏えい、流出等の防止その他の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 管理責任者は、設置場所の出入口等の周囲から見やすい位置に防犯カメラが設置してある旨を表示しなければならない。
- 3 管理責任者は、原則として画像を公開してはならない。
- 4 管理責任者は、画像から知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(運用区域)

第6条 モニター操作および録画（以下「モニター操作等」という。）をすることができる区域は、別表に定める設置場所とする。

(モニター操作等の制限)

第7条 モニター操作等を行う者は、事前に管理責任者の許可を得なければならない。

2 防犯カメラは、次に掲げる場合を除き、前条の区域内の空間を広範囲にわたり映すようにし、特定の物や個人の行動を映すことがないようにするものとする。

- (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 個人の生命、身体または財産を守るため、緊急かつやむを得ないと認める場合
 - (3) 犯罪が発生した場合
 - (4) 犯罪が発生するおそれがあると認められる場合
 - (5) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
 - (6) 画像から識別される特定の個人の同意がある場合
 - (7) 前各号に定めるもののほか、地域における安全の保持その他公共の福祉の見地からやむを得ないと認められる場合
- (モニター操作等の稼働時間)

第8条 モニター操作等の稼働時間は、毎日24時間とする。

(画像の保管および閲覧)

第9条 防犯カメラによって記録した画像（以下「画像」という。）の保管および閲覧は、次のとおりとする。

- (1) 画像は、撮影時の画像のまま保管するよう努めること。
- (2) 画像は、管理責任者が画像記録装置で保管すること。
- (3) 画像の保存期間は2週間程度とし、保存期間の終了後は画像記録装置の上書きによる消去または破碎等による破棄処分を行うこと。ただし、第7条第2項各号による場合は、保存期間を延長することができる。
- (4) 画像の閲覧は、第7条第2項各号による場合に限りできるものとし、事前に管理責任者の許可を受けること。この場合における画像の閲覧は、管理責任者が指定した場所で行い、許可を得ていない者は、その間、その場所に立ち入ることができない。
- (5) 画像の閲覧を行った場合は、その日時、目的、閲覧者、閲覧画像の範囲等を記録簿（別記様式）に記録し、1年間保管すること。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第197条第2項に規定する照会については、この限りではない。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により画像を閲覧した者について準用する。こ

の場合において、「管理責任者」とあるのは「画像を閲覧した者」と読み替えるものとする。

(庶務)

第10条 防犯カメラの運用に関する庶務は、管理責任者が指名する職員が行う。

2 第5条第4項の規定は、前項の規定により防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員について準用する。この場合において、「管理責任者」とあるのは「防犯カメラの運用に関する庶務を行う職員」と読み替えるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定は、この要綱の施行の日において現に防犯カメラに保管されている画像について適用する。

別表（第3条、第6条関係）

設置場所	装置名	機器の名称	数量
笠縫こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
常盤こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
志津こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
山田こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
老上こども園	屋外設備	カメラ	1

	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
玉川こども園	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
笠縫東こども園	屋外設備	カメラ	1
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
矢倉こども園	屋外設備	カメラ	2
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1

別記様式（第9条第5号関係）

記録簿

閲覧日時		
閲覧場所		
閲覧者	所属機関	
	職・氏名	
	連絡先	
閲覧等	目的	
	画像範囲	
	条件	
その他特記事項		

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱の一部
を改正する要綱

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱(平成19年草津市
教育委員会告示第25号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第3条、第6条関係)

設置場所	装置名	機器の名称	数量
志津小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	4
志津南小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
草津小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
草津第二小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	2
渋川小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
矢倉小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
老上小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
老上西小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
玉川小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
南笠東小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
山田小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
笠縫小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
笠縫東小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
常盤小学校	屋外設備	カメラ(画像記録装置付)	1
高穂中学校	屋外設備	カメラ	8
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
草津中学校	屋外設備	カメラ	6
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各2
老上中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
玉川中学校	屋外設備	カメラ	5
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各1
新堂中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置	各1

		モニター	
松原中学校	屋外設備	カメラ	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 2

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

草津市立学校における防犯カメラの設置および運用に関する要綱（平成19年教育委員会告示第25号）

新旧対照表

改正後（案）			現行		
第1条～第12条（略） 別表（第3条、第6条関係）			第1条～第12条（略） 別表（第3条、第6条関係）		
設置場所	装置名	機器の名称	設置場所	装置名	機器の名称
志津小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）4	高穂中学校	屋外設備	カメラ
志津南小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	高穂中学校	屋内設備	画像記録装置
草津小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	草津中学校	屋外設備	カメラ
草津第二小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）2	草津中学校	屋内設備	画像記録装置
波川小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	老上中学校	屋外設備	カメラ
矢倉小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	老上中学校	屋内設備	画像記録装置
老上小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	玉川中学校	屋外設備	カメラ
老上西小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	玉川中学校	屋内設備	画像記録装置
玉川小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	新堂中学校	屋外設備	カメラ
南笠東小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	新堂中学校	屋内設備	画像記録装置
山田小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	松原中学校	屋外設備	カメラ
笠縫小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1	松原中学校	屋内設備	画像記録装置
笠縫東小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1			
常盤小学校	屋外設備	カメラ（画像記録装置付）1			

	改正後（案）		現行
	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	各 8
高穂中学校	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
草津中学校	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	6
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 2
老上中学校	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
玉川中学校	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	5
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
新堂中学校	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 1
松原中学校	屋外設備	カメラ 画像記録装置 モニター	3
	屋内設備	画像記録装置 モニター	各 2

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

草津市文化芸術機能等施設整備基本計画の見直し（案）に関する
パブリックコメントの実施結果について

実施結果

- | | |
|-----------|----------------------------|
| 1 実施期間 | 令和4年2月1日（火）から令和4年3月2日（水）まで |
| 2 意見者数 | 0人 |
| 3 意見総数 | 0件 |
| 4 意見の反映件数 | 0件 |

周知方法

広報媒体	実績
計画案の配架	配架場所（閲覧者数） ・生涯学習課 (0人) ・情報公開室 (0人) ・草津市立図書館 (0人) ・南草津図書館 (0人) その他の配架場所 ・草津クレアホール (0人) ・草津アミカホール (0人) ・草津宿街道交流館 (0人) ・三ツ池運動公園 (3人)
資料送付	送付数：4件（団体4件、個人0件）
個別説明	説明数：0件
市ホームページ	アクセス数：88件（3月3日確認）
広報紙	2月号
資料提供	1月26日付け
その他（ ）	

計画案の概要版掲示施設

- 【必須施設】
・各地域まちづくりセンター（14箇所）
　　・草津市立図書館
　　・アーバンデザインセンターびわこ・くさつ
　　・各隣保館（4箇所）
　　・南草津図書館
　　・キラリエ草津

【その他の施設】

結果公表の日時

- (1) 公表日時 【ホームページ】4月1日（金）から
【広報紙】 4月号
- (2) 公表方法 ホームページ、広報紙、公共施設への資料配架

**草津市文化芸術機能等施設整備基本計画の
見直しについて（案）**

令和〇年〇月 草津市

見直しの趣旨、背景

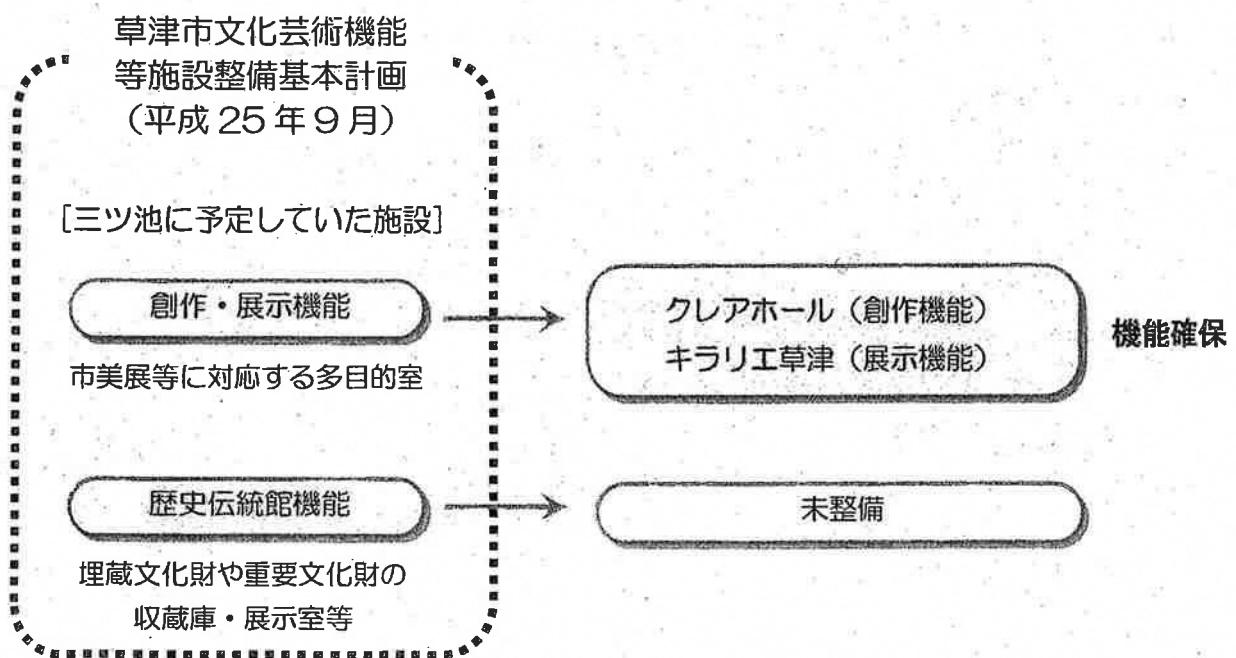
草津市では、平成 25 年 9 月に草津市文化芸術機能等施設整備基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定しました。基本計画では、県立しが県民芸術創造館（以下、「創造館」という。）や草津アミカホール（以下、「アミカホール」という。）、草津宿街道交流館等の既存施設との連携を図りながら、市美術展覧会・青少年美術展覧会（以下、「市美展等」という。）に対応できる「創作・展示機能」と、文化財等を収蔵・保管・展示する「歴史伝統館機能」の両機能を持つ施設の整備を三ツ池に計画しました。

その後、「創作・展示機能」については、県から創造館の移管を受け、平成 27 年 1 月に草津クレアホール（以下、「クレアホール」という。）として開館し、平成 30 年 7 月には創作活動をはじめ多目的に利用できる活動室を整備し、令和 3 年 5 月にはキラリエ草津（市民総合交流センター）に市美展等を開催できる展示機能を整備しました（資料編参照）。

一方「歴史伝統館機能」については、平成 31 年 3 月に策定した草津市歴史文化基本構想において、「歴史資産を展示・公開・活用する施設は、関連文化財群の整備と併せて、保存・公開施設を配置する方法などが考えられることから、今後の整備にあたり適切な方法を検討する」と示されました。

このことから、基本計画に予定していた三ツ池における施設の整備について、見直しを行う必要が生じました。

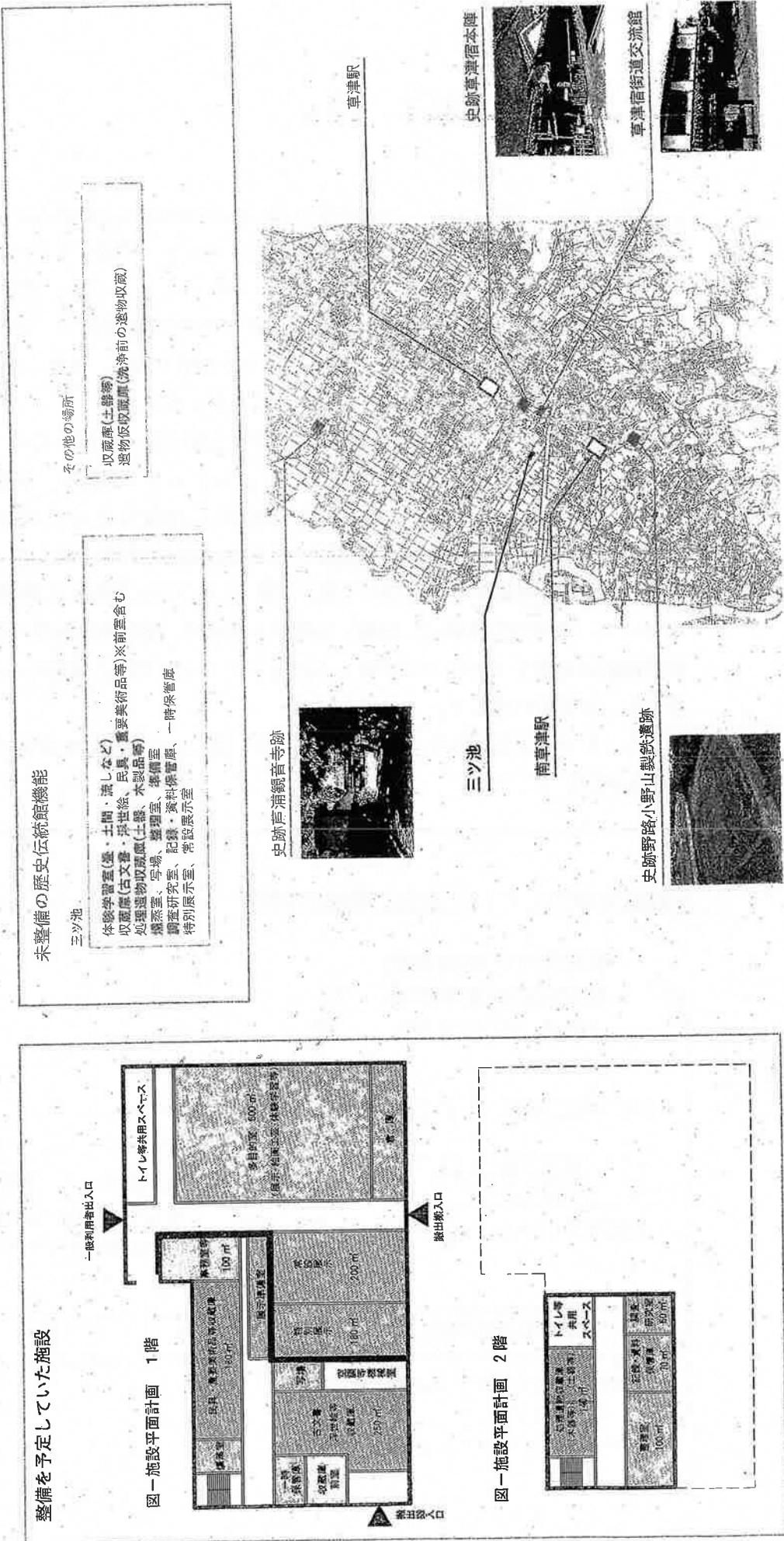
□整備を予定していた機能と現在の状況



II 歴史伝統機能整備の課題と見直しの方向性

(仮称)生涯学習センター・総合福祉ゾーン整備基本構想の策定を受けて取得した三ツ池における機能整備は、その後の分散整備により概ね完了しました。残る歴史伝統機能について、単独で整備しても本市の歴史資産とは関連性が薄く、公共交通機関が整備されていない三ツ池の地では集客面等で課題があります。草津市歴史文化基本構想においては、草津市の歴史文化について大きく3つのテーマ（生産・信仰・街道）に整理し、歴史資料を展示・公開・活用する施設については、それぞれの特徴の中核となる関連文化財群と一緒にして設置する方法があると示されています。これは、全国の主な公立の歴史系博物館・資料館と同様、史跡等の近辺に整備する相乗効果によって、高い学習効果や集客力を生み出し、文化財の保存と活用を図ること

ができるためです。また、現在、本市には史跡草津宿本陣の近くに草津宿街道交流館があり、互に連携したイベント等の開催や学習効果を高める仕掛けづくりが行わっています。このようなことから、歴史伝統館機能を備えた施設は、史跡等とは関連のない三ツ池に単独で整備するより、本市の文化財の特徴である歴史文化の3史跡（史跡芦浦観音寺跡・史跡草津宿本陣・史跡野路小野山製鉄遺跡）の近辺において、それぞれの特色に応じた機能を有する施設を整備する方が効果的です。ただし、整備にあたっては、社会情勢の変化やアクセスを含めた適地の検討・取得、費用対効果、指定管理等を含む運営組織、地域経済や地域社会の活性化、整備時期等の課題についての調査・研究が必要です。



III 見直し結果

基本計画のうち、三ツ池に整備しようとしていた下記の内容について見直すものとします。

創作・展示機能等

キラリエ草津へ展示機能を備えた会議室を整備し、クレアホールの活動室の貸館を開始して創作機能を確保したことから、三ツ池に創作・展示機能の施設整備を行わないものとします。

なお、創造館（現：クレアホール）・アミカホールに予定していた練習機能の確保（防音改修）は、一定できているものの（資料編参照）、今後も必要に応じて取り組むものとします。

歴史伝統館機能

歴史資産を展示・公開・活用する施設については、関連文化財群（生産・信仰・街道）の近辺において整備することが有効であることから、三ツ池に歴史伝統館機能の施設整備を行わず、今後、別途検討するものとします。

三ツ池の利活用

今後、別途検討するものとします

草津市学校教育情報化推進計画 第2期計画 概要版

第1章 計画策定にあたって

○計画の趣旨

次代を切り拓く子どもたちは、情報利用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力、創造力やコミュニケーション能力など、これから時代を生きていくうえで基盤となる資質・能力を身に付けることが必要とされており、学校教育もこうした新たな時代を生き抜く力を育む新たな学習スタイル・授業観を創造することが必須です。

本市では、上位計画である草津市教育振興基本計画に掲げる教育の情報化にかかる各種施策の確実な実行を担保するための行動計画として、草津市教育情報化推進計画を平成28年3月に策定しました。

第2期計画となる本計画は、教育の情報化にかかる個別具体的な行動計画として策定するものです。



○計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度までの4年間

第2章 教育の情報化の経過と現状

○国の経過と現状

草津市では、平成28年度に全小中学校に35台の割合でタブレット端末を導入するなど、県内をリードし、全国に榜する教育実践を目指して取組を続けてきました。「GIGAスクール構想」により、令和2年12月までに、児童生徒向けの1人1台端末と高通大容量の校内通信ネットワークを整備しました。また、今後の過渡期の増大に備え、令和3年6月までに「学習系の10万円削減」事業を完了し、1人1台端末を有効活用することができる環境を整えました。

令和3年度には滋賀県に緊急事態宣言が発令された際は、全小中学校において、午後のみの登校となり、各学校から双方同型の教科等の学習を実施するなど、非常時においても学びを保障することができました。

また、令和のスタンダードとして、教員の対面指導とオンライン指導との併用により、ICTを最大限に活用するなど、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせることで、学習の質の向上と学校教育における様々な課題解決につなげていくことが必要とされています。

第3章 第1期計画にかかる評価

○計画にかかる基本方針と、第2期計画における取り組みべき課題は次のとおりです。

6. 教員のICT活用指導力や授業力を高めるための支援体制の充実

- 新学習指導要領では、「情報活用能力が「学習の基礎となる資質・能力として位置付けられ、各学校において、情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の実現を図ること」が示されています。
- また、令和のスタンダードとして、教員の対面指導とオンライン指導との併用により、ICTを最大限に活用するなど、これまでの教育実践とICTを最適に組み合わせることで、学習の質の向上と学校教育における様々な課題解決につなげていくことが必要とされています。

1.ICTを活用した効果的な教科指導方法の確立とその定着

- 今後は、ICT機器のより一層の活用を促し、いつも手元にあって文房具として活用する学習の実践が必要です。
- 児童生徒が主体力的に考え方理解を深める授業への転換がさらには進むよう、教師の個別指導や学びのまとめ役としての能力がより一層必要です。

2. 確かな情報活用能力を育成するための体系的な情報教育の推進

- 引き続き、校務の情報化を推進することで校務事務の負担を軽減する必要があります。
- 引き続き、情報の特性に応じた活用を推進する必要があります。

3. 校務の情報化を適切に実現するための効率化

- 引き続き、校務の情報化を推進することで校務事務の負担を軽減する必要があります。
- 引き続き、障害の特性に応じた活用を推進する必要があります。

4. 特別支援教育におけるICTの活用の促進

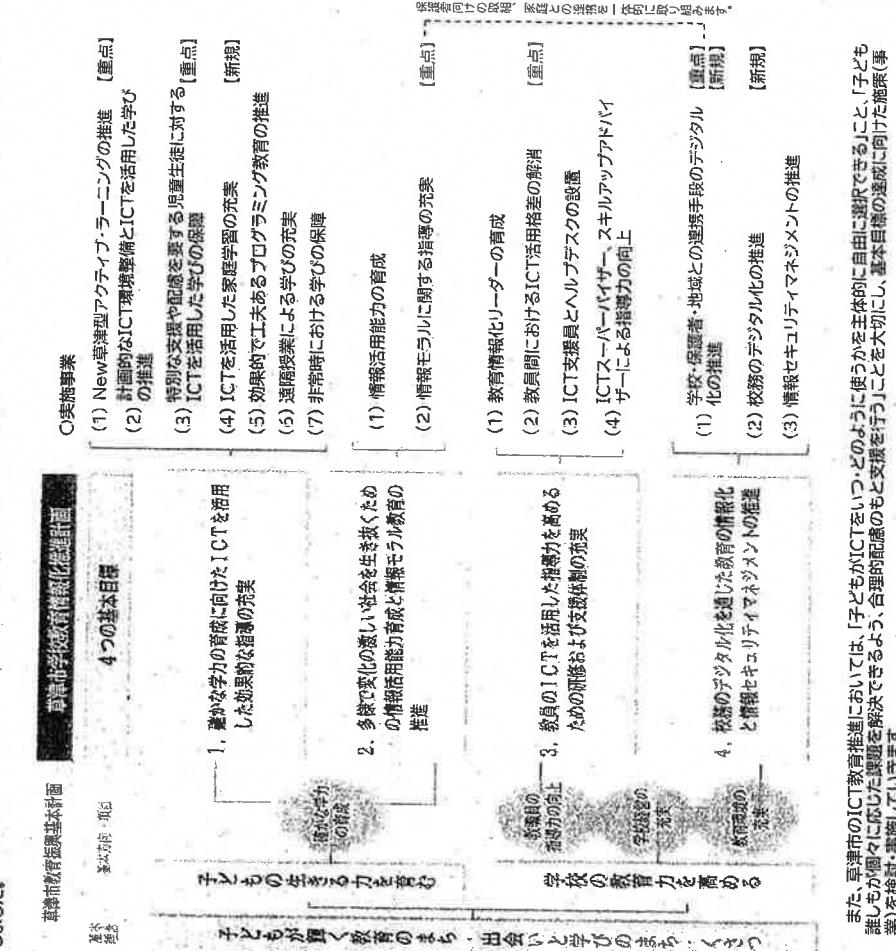
- 引き続き、障害の特性に応じた活用を推進する必要があります。
- 引き続き、障害の特性に応じた活用を推進する必要があります。

5. ICTを活用した家庭教育の推進と家庭・地域との連携強化

- 学校・保護者等間ににおける連絡手段のデジタル化を進めます。
- 学校の情報開闊力を強化し、より一層開かれた学校として学年の信頼を高めることが必要です。

第4章 行動計画

第1期計画における8つの基本方針を組みなし、草津市教育振興基本計画の基本理念および基本目標の下に4つの基本目標を設定しました。



また、草津市のICT教育推進においては、「子どもがICTをいつ・どのように使うかを主体的に自由に選択できる」と、「子どもたちが個々に応じた課題を解決できるよう、合理的配慮のども支援を行います。

また、計画期間中のICT機器やネットワーク環境等の整備目標について定めます。

第5章 校舎ICT環境整備計画

計画期間中のICT機器やネットワーク環境等の整備目標について定めます。

第6章 計画の推進

計画の進捗状況を点検・評価し、その結果を改善につなげるため、各事項の実施状況について、誰もが安心・安全な市民や関係者を構成員にもつ草津市教育情報化推進議会に報告し、多岐な意見をいただきながら、点検・評価を行い、その結果を施策の展開に反映させ、効果的かつ継続的な推進を図ります。



草津市公認マスコット「たびね」

令和4(2022)年 3月発行
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号 教育委員会事務局 学校政策室進歩課(市役所6階)
Tel 077-561-2488 Fax 077-561-6981(直通) E-mail gako-seisaku@city.kusatsu.lg.jp

草津市学校教育情報化推進計画 第2期計画 第4章 行動計画

■ 基本目標1.確かな学力の育成に向けたICTを活用した効果的な指導の充実

○第1期計画の課題、新たなニーズ

- 国とのGIGAスクール構想に基づき、令和2年度にいよいよ整備とアクセスポイントの常設化を行ったことにより、今後は、より一層の活用を促し、いつも手元にあって文房具として活用する学習を実践することが必要です。
- 災害や感染症による臨時休校等の非常時においても、子どもたちの学びを保障し、不安なく学習を継続させたり、やむを得ず登校できない児童生徒に対して個別の状況や実態に応じた学習支援や段階的な教室復帰に向けた支援の充実を図ったりするなど、ICTを効果的に活用する必要があります。

○今後の方針性

- 1人1台端末導入を活かし、学習過程全体を通して学習したことデジタルデータとして蓄積していきます。その上で、個別最適な学びと協働的な学びを一体化して行う「NEW算数型アカディブ・ラーニング」を推進することで、頑がな学力の育成に向け、ICTを活用した効率的な指導を実現させます。

○今後の方針性

【到達目標】	
【重点】	ICT機器を使うことは勉強の後に立つとともに児童生徒（全国学力・学習状況調査より）
【新規】	電子黒板やタブレットを使って授業はわかりやすいと評ふる児童生徒（児童生徒アンケートより）
【要点】	95%以上
【重点】	95%以上

■ 基本目標2.多様で変化の激しい社会を生き抜くための情報活用能力の育成と情報モラル教育の推進

○第1期計画の課題、新たなニーズ

- Society5.0の到来に伴い、情報活用能力がより一層求められることから、引き続き情報活用能力の育成に注力する必要があります。
- 個人情報の取扱について、また健康面からみた約束など、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル教育の更なる充実が必要です。また、今後1人1台端末を家庭で使用する機会も増えることから、学校のみならず、家庭での情報モラル教育の充実も必要です。

○今後の方針性

- 児童生徒に応じて身に付けておくべき情報活用能力や情報社会に参画する態度を育成するため、「小学校・中学校において身に付けるべき情報活用能力系表」に基づき体系的な指導を推進します。
- また、情報モラル教育について、学習活動や生徒指導を通じた指導の充実を図るとともに、家庭と連携した取組を進め、情報モラルに関する保護者の理解を深めます。

○基本目標2の実施事業ならびに到達目標

【到達目標】	
(1) 情報活用能力の育成	80%以上
(2) 情報モラルに関する指導の充実	75%以上

■ 基本目標3.教員のICTを活用した指導力を高めるための研修および支援体制の充実

○第1期計画の課題、新たなニーズ

- 教師主導の教える授業から、児童生徒が主体的に考え参与し理解を深める「学び合う授業」への転換がさらに推進するよう、教師の個別最適な学びのままで最後としての能がより一層必要となります。
- 市外から転職してきた教員など、ICTの活用に自信のない人を対象に基礎的な内容を含めた研修を行い、教員全体のICT活用指導力の底上げが必要です。
- 教育情報化リーダー、ICT支援員、スキルアップアドバイザーが連携を図り、1人1台端末が一層有効に活用されるよう、研修を充実させることが必要となります。

○今後の方針性

- すべての教員がICTを効果的に活用し児童生徒が「学び合う」授業を実現できるよう、教育情報化リーダーの育成を中心には、ICT支援員やヘルプデスクといった外部人材も活用しながら、教員のICTを活用した指導力を高めるとともに、教員間格差を解消するための研修や支援を行います。

○今後の方針性

【到達目標】	
(1) 教育情報化リーダーの育成	【重点】
(2) 教員間ににおけるICT活用標準の解消	【重点】
(3) ICT支援員とヘルプデスクの設置	【新規】
(4) ICTスーパーハイナー、スキルアップアドバイザーによる指導力の向上	【新規】

■ 基本目標4.校務のデジタル化を通じた教育の情報化と情報セキュリティマネジメントの推進

○第1期計画の課題、新たなニーズ

- 教育現場のデジタルトランスフォーメーション(DX)の一端として、学校・保護者・地域間における連絡手段のデジタル化を進めるとともに学校の情報発信することで、校務支援の負担を減らす必要があります。また、引き続き、校務のデジタル化を推進する必要があります。
- 1人1台端末環境が実現し、これまで以上に教員・児童生徒等がICTを日常的に活用することとなつたことから、セキュリティサービスの守護を底上げするとともに、ガイドライン等を見直す必要があります。

○今後の方針性

- 学校・保護者・地域間における連絡手段等のデジタル化やペーパーレス化を進めます。併せて、より利便性の高い情報共有システムやホームページ等の導入を検討することことで、学校の信頼度を高めます。
- また、校務負担の基盤につながるよう、校務支援ソフト等の機能強化と自動採点・AIを活用したソフトウェアの調査と研究を進めます。
- 情報セキュリティマネジメントを推進し、適切な情報セキュリティ管理を実施することにより、情報セキュリティ事故の発生を未然に防止します。

○基本目標4の実施事業ならびに到達目標

【到達目標】	
(1) 校務手取等のデジタル化・ペーパーレス化が進み、利便性が向上したと思う保護者(患者アンケートより)	【重点】
(2) 校務のデジタル化の推進	【新規】
(3) 情報セキュリティマネジメントの推進	【新規】

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
シャープペンシル	1,364		570,075	草津市芦浦町313番地1 ㈱井上工業	令和4年 3月11日	市内小学校
小計			570,075			
折りたたみイス	100		300,000	草津市追分七丁目6番1号 高穂中学校PTA	令和4年 3月10日	高穂中学校
小計			300,000			
AED	1		231,000	草津市追分七丁目6番1号 高穂中学校PTA	令和4年 3月15日	高穂中学校
小計			231,000			
得点板	1		43,316	草津市野路九丁目6番12号 玉川小学校PTA	令和4年 3月11日	玉川小学校
小計			43,316			
テント	1		100,000	大津市浜町1番38号 ㈱滋賀銀行 (寄付型私募債エールコーポレーション(株))	令和4年 3月10日	常盤小学校
小計			100,000			
デジタルスチルカメラサイバーショット	1		14,880	東京都品川区北品川4-2-1	令和4年	矢倉幼稚園
CDラジカセ	1		7,880	公益財団法人ソニー教育財団	2月10日	
小計			22,760			
たけうまマスター	2	6,150	12,300	草津市野路九丁目6番63号	令和4年	玉川こども園
カラー竹馬小	1		5,200	草津市立玉川こども園PTA	1月11日	
ぽっくりかけくらべ	1		2,200			
小計			19,700			
デジタルカメラ&ケース	1		15,321	草津市野路九丁目6番63号	令和4年	玉川こども園
デジタルカメラ	1		14,500	草津市立玉川こども園PTA	3月11日	
小計			29,821			

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価 円	価格 円	住所・氏名 等	寄付年月日	受納場所
アルミたけうま6本組セット	1		35,800	草津市南山田町672番地2	令和4年 3月15日	山田こども園
トレーニング鉄棒	1		22,000	草津市立山田こども園PTA		
安全マット	1		22,000			
小計			79,800			
マット	3		80,000	草津市上笠一丁目18番33号 笠縫学区自治連合会	令和4年 3月15日	笠縫こども園
小計			80,000			
デジタルカメラ	2	20,000	40,000	草津市上笠一丁目6番1号 草津市立笠縫幼稚園PTA	令和4年 3月15日	笠縫こども園
小計			40,000			
カプラ(積み木)	1		40,000	草津市志那中町111番地1 人と地域が輝く常盤協議会	令和4年 2月16日	常盤こども園
小計			40,000			
時報付掛け時計	1		10,000	草津市志那中町278番地 常盤こども園PTA	令和4年 2月15日	常盤こども園
小計			10,000			
鉄棒マット	3	30,800	92,400	草津市平井三丁目8番2号 草津市立笠縫東こども園PTA	令和4年 3月15日	笠縫東こども園
小計			92,400			
デジタルカメラ	2	15,000	30,000	草津市矢橋町4番地 草津市立老上こども園PTA	令和4年 3月3日	老上こども園
小計			30,000			
絵本	40		51,920	草津市東草津四丁目701番 特定非営利活動法人草津の 未来を建設する市内業者会	令和4年 2月16日	市内幼稚園 幼稚園型こども園 (8園)
小計			51,920			
合計			1,740,792			